

委託業務を受託する皆様へ

委託業務従事者の適切な労働環境の確保について

柏市契約課

柏市では、公共サービスの実施に従事する方の労働環境に配慮し、適切な履行と良好な品質の確保を図るため、受託者に対し、特に以下の内容について、遵守していただくようお願いしています。

つきましては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等の趣旨をよくご理解の上、適切な労働環境の確保に努めてください。

項目	内容	主な根拠法令
1 社会保険	社会保険・労働保険への加入状況は適切であること。	健康保険法 厚生年金保険法 労働者災害補償保険法 雇用保険法
2 労働条件	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適切な内容となっていること。	労働基準法
3 労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していること。	労働基準法
	休暇・休日の取得状況及び管理は適切であること。	労働基準法
4 安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していること、また、産業医・衛生管理者の選任は適正であること。	労働安全衛生法
5 賃金	賃金台帳等から適正な計算、支払いが行われていること。	労働基準法
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていること。	労働基準法
	最低賃金以上の賃金を支払うこと。	最低賃金法※
6 帳簿等の整備	法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）は整備されていること。	労働基準法

※各地域の最低賃金は、次の厚生労働省のホームページで確認することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/